ねりき後見人ネットだより

第21号

発行/令和4年3月

発行/練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま



E-mail: kenri@neri-shakyo.com



練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまでは、練馬区民で 親族の成年後見人、保佐人、補助人(以下、成年後見人等)になっている方、成年後見人 等になる予定の方々の後見業務の支援を目的に、親族後見人のサポート(ねりま後見人 ネット)を行っています。

サポートの一環として、親族後見人から多く寄せられる質問や成年後見制度に関する 最新情報・動向などをまとめ、後見業務のお役に立てていただくために情報紙として発 行しているのが、この「ねりま後見人ネットだより」です。



後見センターレポートをご存知ですか?

東京家庭裁判所のホームページには、成年後見制度の動向や後見業務を行う上で参考 になる事項に関することについてまとめられている「後見センターレポート」が掲載さ れています。インターネットから見る際には以下の方法、または下記の QR コードから アクセスして下さい。

「後見サイト」で検索

後見サイト 東京家庭裁判所後見センター」をクリック

第1 新着情報





後見センターレポート Vol24 後見センターレポート Vol25

『後見センターレポート vol.24・25』では「後見事務を行うにあたっての留意点 Part 1 • Part 2 | として、家庭裁判所が後見人等に対して知っておいてほしい点、誤解 が生じやすい点について掲載されています。Part.1では、定期報告等で裁判所に書類を 提出する際の留意点について、Part.2 では後見事務を行う際に必要な裁判所への報告 や、手続きについて紹介されていますので、参考にしてください。



★インターネットの利用が難しい方へ

ほっとサポートねりまでは、後見センターレポートを印刷してお渡し しています。ホームページをご覧になることが難しい方は、お気軽にお 問い合わせください。



後見業務 Q&A

ほっとサポートねりまに寄せられた、親族後見人の方からの個別相談をもとに作成しま した。

○親族後見人からの相談事例からⅠ~監督人が選任される場合~



受任後に監督人が選任されることになったが、なぜ選任されることになったのか?

ご本人の状況について更にお話をお聞きすると、預金が 1,000 万円を超えたということが分かりました。流動資産が 1,000 万円を超えた方には、後見制度支援信託や後見制度支援預預金の利用をするか、監督人を選任するかの通知が家庭裁判所から届くことを説明したところ、通知が届いていたが、特に手続きをしなかったということが分かりました。監督人が選任された後の業務について説明をしました。



監督人が選任されるケースについて

家庭裁判所が発行している「成年後見人・保佐人・補助 人ハンドブック」の92ページには、後見監督が選任され るケースとして13のケースが挙げられています。

その中でも親族後見人が選任後に後見監督が選任されることが考えられる2つをご紹介します。



①被後見人の流動資産が 1,000 万円以上ある場合

→被後見人の流動資産が 1,000 万円以上で、後見制度支援信託や後見制度支援預 預金の利用がない場合は、後見監督人が選任されることがあります。

※後見制度支援信託や後見制度支援預預金について知りたい方は、「成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック」の 90 ページをご覧ください。

※ネットだよりのバックナンバーをご覧になりたい方は、練馬区社会福祉協議会 ほっとサポートねりまへご連絡ください。

②後見監督人に被後見人の代理をしてもらう必要がある場合

→遺産分割協議などで後見人と被後見人の間で利益相反がある場合等が考えられます。

○親族後見人からの相談事例からⅡ~被後見人が亡くなったとき~



被後見人である親が亡くなりました。後見人としてどのような手続きをすればいいか?

相談では、後見終了の登記をするための『登記申請書(終了の登記)』をお渡しし、申請書の書き方と、その後の後見人としての終了の業務の流れを確認しました。



後見終了(本人死亡時)の業務の流れについて



お亡くなりになった日から 2 週間以内に、家庭裁判所に死亡診断書のコピーを添えて連絡票を提出します。 →死亡診断書等をすぐに提出できない場合でも、そのことを連絡票に記載して家庭裁判所へ提出します。

後見人等が相続人の場合



法務局に後見終了登記の申請をします。

→登記申請書(終了の登記)と戸籍(除籍)の 謄抄本又は死亡診断書を法務局に提出するこ とによって後見終了登記の手続きをすること ができます。

★登記申請書の入手方法

登記申請書は法務局や東京法務局のホームページから入手することが出来ますが、ほっとサポートねりまでも印刷したものをお渡しすることができます。窓口にて、ほっとサポートねりまの職員が書き方をご説明することも可能です。お気軽に相談ください。

後見人等が相続人ではない場合



お亡くなりになった日から2か月以内 に、未精算の費用等を精査し、相続人に 引き継ぐ財産を確定します。



お亡くなりになった日から6か月以内に、 本人の財産を相続人に引き継ぎ、相続人か ら受領した引き継ぎ書を裁判所に提出しま す。



🬌 遺言・相続・成年後見制度についての講演会のご報告

「遺言・相続・成年後見制度」講演会~自分の想いの遺し方~

令和4年3月4日金曜日、区民・産業プラザ Coconeri ホールにて、冨永忠祐弁護士による講演 会『遺言・相続・成年後見制度」講演会~自分の想 いの遺し方~』を開催しました。

遺言・相続・成年後見の基礎知識から、実際の事 例を交えた具体的な内容についてお話頂きました。

お話を受けて、参加者アンケートでは「遺言書の 大切さを感じました」「早め早めに行動するいい機 会となりました」といった感想がありました。





会場には区内で成年後見制度の推進を行っている「NPO法人成年後見推進ネットこれから」と「NPO法人成年後見のぞみ会」及び練馬区社会福祉協議会による

相談ブースを設け、講演 会後に多くの方から相談 があり、盛況のうちに終 了となりました。

今後も成年後見制度に関する様々な講演会を開催いたします。また、来年度も市民後見人等養成研修の一部を区民の方々に公開予定です。区報等で周知しますので、興味のある方は是非ご参加ください。





権利擁護センターほっとサポートねりまでは、親族後見人の方からの個別相談をお受けしています。ご自身が行っている後見業務に不安を感じたときや、何かお困りのことがございましたら、ぜひご相談ください。

練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま

住所:〒176-0012 練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階 TEL:03-5912-4022 FAX:03-3994-1224

E-mail: kenri@neri-shakyo.com

相談受付時間:月曜日~金曜日 9:00~17:00 【祝日、年末年始を除く】